

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 25 日現在

機関番号：34435

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380812

研究課題名(和文) 居住支援型社会的企業による包摂型コミュニティ実践モデルの開発

研究課題名(英文) Development of inclusive residential support model by social enterprise

研究代表者

石川 久仁子 (ISHIKAWA, Kuniko)

大阪人間科学大学・人間科学部・准教授

研究者番号：40411730

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、野宿労働者や障害者、若者、DV被害者など居住困窮者に対して居住支援をおこなう30の社会的企業に対して調査を実施した。その結果、居住支援型社会的企業は 居住困窮者の把握、入居支援、生活支援、地域支援を段階的に実施、その過程ごとにネットワーク形成と居住支援拠点開発を行っていることが分かった。その一方で、居住困窮者のエンパワメントと事業性の両立の難しさ、制度内福祉への一部回帰、地域内での拠り方の模索、住宅セーフティネット施策との接合不全などの課題も明らかになった。最終年は日本と韓国、台湾の実践者および研究者が居住支援型社会的企業の可能性と課題を共有することができた。

研究成果の概要(英文)：This is a study of research and workshops conducted by 30 social enterprises involved in housing support for needy residents, homeless workers, persons with disabilities, youth and Domestic Violence victims. As a results, support social enterprises assist in the formation for networks of consultation offices, operating bases of social participation and work, care centers, shelters, affordable housing etc to support residential development for each process: (1) identify people in need of proper housing, (2) move-in assistance, (3) life support, (4) community support development. On the other hand, it became clear that (1) it is difficult for social enterprise to efficiently manage the empowerment of needy residents, (2) some regression to institutional welfare system, (3) more engagement in local communities is necessary, (4) there are issues such as the ineffective housing safety net system.

研究分野：社会福祉学

キーワード：居住福祉 社会的企業 地域福祉 居住困窮 コミュニティ実践 社会的包摂

1. 研究開始の当時の背景

セーフティネットの劣化が進み、インナーシティのみならず郊外地域においても高齢・障害・低所得・多文化などをめぐる問題が拡散・深化し、人々の居住を脅かしている。無届施設や本来住居ではない簡易宿泊所で暮らしていた低所得高齢者らが事故に巻き込まれるなど居住困窮を背景とした悲劇が絶えない。このような状況に対抗し、社会的紐帯が弱まった人々の生活と衰退する地域社会を同時に再生しながら包摂的なコミュニティ形成をめざす居住支援実践およびそのモデルの開発が必要とされている。

2. 研究の目的

本研究では、空き家など既存の地域資源を活用しながら、居住困窮者に対して住まいと生活支援を時に公的資金に頼らずに提供する民間非営利組織を居住支援型社会的企業ととらえ(全 2015)、その居住支援実践の内容及びプロセス、地域社会との応答について事例研究をおこないながら、包摂型実践モデルの提示をめざした。

さらに、居住支援、すなわち「住宅の確保・維持」「生活支援」「コミュニティ支援」はどのようになされるのか、その中身はどのようにあるべきなのか、居住支援型社会的企業の社会性とはなにか、事業として、そして組織としてどのようにして成り立ちうるか、他組織との関係性(住宅産業関係者・福祉関連事業者・自治会)、行政政策との関連(福祉政策・住宅政策・コミュニティ政策)の5つの柱についても検討することをめざした。

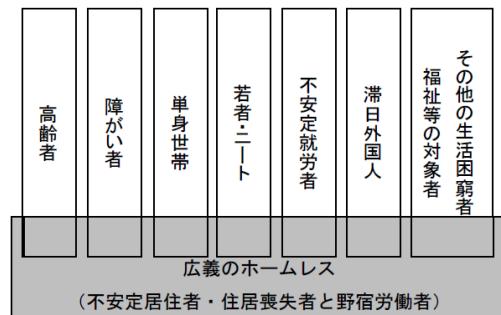
3. 研究の方法

研究は概ね以下の5つの方法をもちいて進めた。文献研究、全国各地の居住支援型社会的企業に対する視察(30ヵ所)、居住支援型社会的企業の実践に学ぶ研究会、居住支援型社会的企業創出のためのワークショップ(2回開催)、中国・韓国における居住支援実践に関する情報収集および情報交流(国際セミナー)である。、、、に関しては居住支援事業者や居住困窮に関わる幅広い層の参加を促し実施することに留意した。

4. 研究の成果

(1) 居住困窮層の広がりとは多様化

居住支援型社会的企業の実態について以下のことがわかった。野宿労働者や、障害者、若者、暴力をうけている女性など多様な居住困窮の状態に対し、彼らの彼女らの暮らしを“住まい”を用いて取りもどそうとするボランティアな動きは概ね1990年代後半から広がっていることがわかった。当初は野宿労働者など特定のタイプの居住困窮者の支援からそれぞれの活動がはじまっているが、支援が進む中で、若年層など当初想定していなかった多様な層の居住困窮者に対応していた。これは地域社会において住まいのセーフティネットが脆弱化していることを改めて示している。



(大阪希望館 2016)

図1 多様な居住困窮層の融合

(2) 居住支援型社会的企業の実践モデル

事例検討の結果、居住支援型社会的企業が共通して持つ実践モデルとして以下の要素を提示することができる。

居住支援ステージにあわせた住まう場所の開発

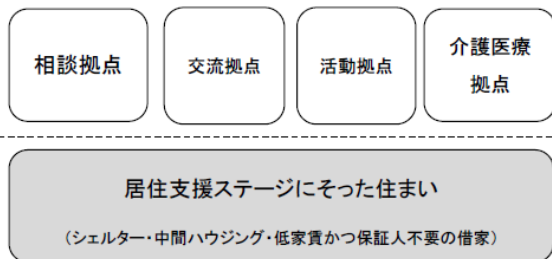
居住支援とは居住困窮にある人の生き方(生活の仕方、住まい方)に寄り添いながら各種の居住福祉資源を組み合わせる作業である。しかし、現実の地域には、そのための拠点がかけている、特に居住困窮の状態にあわせた住まう場所、緊急時に身を寄せる場所や相談支援や必要に応じてケアサービスの提供、就労支援をおこなう拠点など様々な居住支援資源が欠損している。調査をおこなった団体の多くは、a. 緊急一時的に保護するシェルター、b. 一般住宅への準備が整っていない場合、いずれは一般住宅への転居を前提とした中間ハウジングを地域の理解ある大家および不動産業者と協力して確保(賃貸借、も

しくは買い取り)していた。シェルター・中間ハウジングの開発は裏側には公的なシェルター、中間施設の数不足や機能不全がある。

地域拠点の開発

居住支援にあたり必要な拠点は住まう場所だけではない。まず、最初に居住困窮の状況にある人を受け止める、また適宜相談支援をおこなうためのa.相談拠点、b.同じ建物に暮らす、同じ団体から支援をうけている仲間との交流拠点、c.地域住民と関わる、もしくは何らかの社会参加の起点になるような活動拠点、そして事業展開に応じてd.ケア拠点を形成していた。b.c.は居場所、前者は静的な居場所、後者は動的な居場所ともいえる。居住困窮を体験した者が緊急保護、中間ハウジングでの生活をへて一定の生活を取り戻したとしても、孤立しないこと、同じ状況におかれた仲間との関係が大切であることを指摘した団体がおおかった。それぞれの団体では居住スペース内に食堂をかねたりリビングスペースを設置したり、各階のフロアや玄関にもソファをおき、当事者同士、地域住民との交流の機会づくりをおこなっていた。

これまで地域福祉の推進にあたって地域拠点が開発されることは珍しくないが、まず住まいそのものを失う状況が多発する現代日本社会において、住まう場所を確保したうえで、これにあわせて地域拠点を同時に展開していく必要がある。なお、c.社会参加の拠点とd.ケア拠点は他団体が運営する場を活用するパターンもある。住まいおよび拠点の整備費は自己資金や借入金、助成金などが充てられていたが、負担となっていた。



水内(2010)、井上(2006)を参考に筆者作成

図2 居住支援に必要な住まいと地域拠点

支援プロセスごとの関連諸団体・関係者とのネットワークの形成

居住支援においてはプロセスごとに異なる関係者とのネットワークが必要となっていた。上述したように、まず重要なのは物件を確保するための不動産業者とのネットワークである。そして、居住困窮者は家賃保証会社が利用できないことが多く独自の保証人のネットワークを形成する必要もある。

具体的な支援をはじめるとなるとニーズを持ち込んでもらう、もしくはアウトリーチをおこなったり、支援計画をたてるためのネットワークも必要となっていた。多様な課題を抱えているため法律関係者や医療関係者など異なる専門職とのつながりが支援にあたって重要である。

入居後もケアや見守りのための専門職のネットワークも必要ならば、見守り、一住民として本人が暮らしていくための近隣住民・当事者同士のネットワークが必要となる。

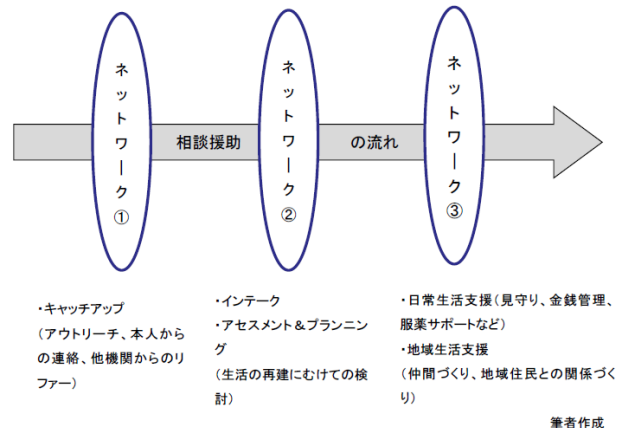


図3 各プロセスで必要とされるネットワーク

(3) 居住支援型社会的企業が抱える課題

事業の不安定性と制度内事業への回帰

居住支援の対象となる多くの居住困窮者は生活保護を受給、もしくは同水準およびより低水準の収入である。居住支援事業にあたり住居費用に生活支援費を組み込んだり、別途見守りなどの費用を受け取るなど形態は異なるが基本的に利用料は少額の薄利多売の事業である。できるだけ管理物件に空きがないようにしたり、人件費をかけないよう、結果的に支援対象を限定する団体も存在した。住まいの提供以外の事業を展開、経費を補うために訪問看護や訪問介護事業、放課後デイサービスをおこなう団体もあったが、訪問型のサービスは入居者を囲い込む

危険性がある。より支援が必要な居住困窮者に対応するために人件費が確保できるグループホームや地域活動支援センターなど制度内事業に取り組む傾向がみられる。

当事者の権利擁護とエンパワメント

閉鎖的になりがちな空間において入居者の主体性を引き出し尊重しているのか否かは社会的企業が社会性にかかわる重要事項である。関わるスタッフたちの権利擁護・意思決定支援にかかわる知識・スキルや外部からのチェックの仕組みが必要とされていた。また、当事者同士の交流や仲間づくりは支援者によるサポート以上に重要であり、居住継続にもかかわっている。交流拠点の運用・活用などの工夫がなされていたり、当事者会を運営の中心においている団体もある。

居住困窮者を地域がいかに受けとめるのか

居住支援実践がおこなわれるにあたり、当初より大家の協力が存在し、大家が地域社会のゲートキーパーとなり地域関係の調整役となっている。これに加え、地域住民や福祉医療関係者などの協力があって設立運営が可能となっている場合もあるが、拠点での活動スタートと同時に徐々に周辺住民の理解をもとめていく方が多い。トラブルになり移転を余儀なくされた団体、事前説明で住民の反対の声が大きく当該施設の確保を断念する団体などもあったが、自治会活動などへ積極的に参加により徐々に打ち解け頼りにされるようになった団体も複数存在する。居住支援型社会的企業のスタッフおよび入居者による地道な関わりが求められているといえる。

(4) 行政施策との関わり～住宅セーフティネット施策との接合の弱さ

2007年に住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律が制定され、自治体と不動産関係団体、福祉団体が連携し、居住困窮者の入居を支援する居住支援協議会が各地で設立されつつある。しかし今回調査と対象となった居住支援型社会的企業は居住支援協議会の構成員にほとんどなりえていない。居住支援協議会そのものも2016年1月の段階で53団体にとどまっている。大牟田市居住支援協議会・門別町居住支援協議会などのように社会福祉協議会が事務局の受託先となり、福祉ニーズをもつ人々の多様な特性に理解がある市町村もある。

が、まだまだ福祉的取り組みは弱く、構成団体として想定されている各自治体ごとの地域ケア会議や障害者自立支援協議会における住まいへの関心も弱い。居住支援事業は既存の福祉政策および住宅政策から大きく影響をうけている。今後、まず福祉分野における居住政策や住宅政策におけるセーフティネット施策への関心を高めることや、各市町村ごとの居住困窮の現状の把握とその対応についての幅広い議論が求められる。

(5) 東アジアにおける居住支援型社会的企業間のネットワーク形成の可能性

以上のような社会的企業による居住支援実践は日本のみならず韓国・中国・台湾など東アジア圏でも広まっている。本研究において実施した国際セミナーや海外視察など通じ、老朽住宅密集地や空き家の再生、野宿労働者や立ち退き問題はそれぞれの国に存在しており、特に韓国においては国による居住福祉政策や市による社会住宅活性化支援条例が存在、若い世代による起業も目立っている。本研究においては、部分的な交流にとどまったが、今後、東アジアにおける研究・実践交流の足掛かりをつくることのできたことは大きな成果である。

<引用文献>

全泓奎、法律文化社、包摂型社会：社会的排除アプローチとその実践、2015、pp166 - 170

大阪希望館、困窮者の多様さに対応可能な資源開発事業報告書、2016

水内俊雄、ホームレス支援による居住福祉の試みとインナーシティ再生、貧困研究Vol.4、2010、pp9-13

井上由起子、中央法規、いえとまちのなかで老い衰える、2006、pp144-148

5. 主な発表論文など

[雑誌論文] (計3点)

石川久仁子、若者の自立の基盤としての住まい、居住福祉研究、査読なし、20号、2015、pp76 - 82

石川久仁子、居住支援型社会的企業に関する基礎的研究、第13回日中韓・居住問題国際会議論文集安居楽業、査読なし、2015、pp71-76

石川久仁子、外国人集住地区における居住支援実

実践モデルの開発：民間非営利団体による 3 つの実践の比較検討から、Human Science、査読なし、14号、2015、pp1-9

[学会発表] (計 2 点)

石川久仁子、居住支援型社会的企業の可能性と課題～コミュニティの包摂性の観点から、日本地域福祉学会第 30 回大会、2016 年 6 月 12 日、於日本社会事業大学 (東京都清瀬市)

石川久仁子、外国人集住地区 A における居住支援モデルの開発～民間団体による 3 つの実践の比較検討から、日本地域福祉学会第 28 回大会、2014 年 6 月 15 日、於島根大学 (島根県松江市)

[図書] (計 4 点)

全泓奎編、法律文化社、包摂都市を構想する：東アジアにおける実践、2016、202

全泓奎、他、大阪市立大学都市研究プラザ、市大都市研究の最前線、2016、102

全泓奎、法律文化社、包摂型社会：社会的排除アプローチとその実践、2015、193

全泓奎、石川久仁子、他、大阪公立大学共同出版会、居住支援アプローチと居住福祉の実践、2015、81

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

石川 久仁子 (ISHIKAWA, Kuniko)

大阪人間科学大学・人間科学部社会福祉学科・准教授

研究者番号 40411730

(2) 研究分担者

全 泓奎 (JEON, Hong Gyu)

大阪市立大学・都市研究プラザ・教授

研究者番号 0043613